



山形県公報

令和3年12月21日(火)
第266号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) …1221
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) …1222
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(庄内総合支庁農村整備課) …同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …1223

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) …1225
- 同……………(同) …1227
- 同……………(同) …1229
- 同……………(同) …1230
- 同……………(同) …1232
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) …1233

## 告 示

### 山形県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの種類 | 定員 | 指定年月日    |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|----|----------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 生活介護事業所 ピース天童<br>天童市老野森一丁目4番12号 天童福祉プラザ | 生活介護        | 6名 | 令和3.12.1 |

|                                                     |                                                  |            |     |   |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|-----|---|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援（B型）事業所 ピース 第三天童<br>天童市老野森一丁目4番12号 天童福祉プラザ | 就労継続支援（B型） | 14名 | 同 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|-----|---|

**山形県告示第950号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                              | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|----------------------------------|------------------------------------------|-------------|----------|
| マトリックスステーション株式会社<br>新庄市大字松本277番地 | グループホームラティウム<br>新庄市東谷地田町6番1号 サニーコーポ東山2-5 | 共同生活援助      | 令和3.9.30 |

**山形県告示第951号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営備畑地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所本庁舎
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年12月23日から令和4年1月27日まで
- 4 その他
  - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第952号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月21日から令和4年1月4日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市砂川字前田56番1から  
同 126番1まで

- 3 供用開始の期日 令和3年12月21日

### 山形県告示第953号

次の開発行為は、完了した。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年10月5日 指令村総建第226号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字谷地ホ81番の一部、ホ81番10、ホ81番11、ホ91番、ホ92番1、ホ92番2、ホ93番2、ホ93番3、ト103番1、ト103番2、ト103番3、ト103番4、ト103番5、ト103番6、ト103番7、ト108番1、ト108番2、ト108番3、ト103番3地先（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西村山郡河北町谷地戊81番地 河北町

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

令和3年12月21日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年12月23日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について  
(2) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
(3) 教職員の人事について

## 企業局関係

### 規 程

### 山形県企業管理規程第11号

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月21日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程（昭和44年6月県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の3」を「第12条の4」に改める。

第3条第1号に次のように加える。

チ 朝日川第一発電所緊急放流設備

(イ) 緊急放流主バルブ

a 規模及び数 直径450フィックストコーンバルブ 1基

b 開閉の速さ 1分につき50ミリメートル

(ロ) 緊急放流副バルブ

- a 規模及び数 直径700ロートバルブ 1基
- b 開閉時間 約3分

第8条第1項中「及び決しや板からの放流量」を「、決しや板からの放流量及び緊急放流設備からの放流量」に改め、同条第3項中「+Q4」を「+Q4+Q5」に、

- 「Q4 毎正分毎の平滑貯水位とゲート開度から算定される利用水深を用いて、別図第4により算定する決しや板からの放流量」を
- 「Q4 毎正分毎の平滑貯水位とゲート開度から算定される利用水深を用いて、別図第4により算定する決しや板からの放流量」に改める。
- Q5 ダム水位とバルブ開度を用いて、別図第5により算定する緊急放流設備からの放流量」

第11条中「別図第5」を「別図第6」に改める。  
 第2章第1節中第12条の3の次に次の1条を加える。

（緊急放流設備からの放流）

第12条の4 緊急放流設備からの放流は、特別管理体制（冬期間において県道が閉鎖され、木川ダムまで常時通行ができなくなった期間における管理体制をいう。）に移行している期間で、かつ、朝日川第一発電所が事故等によりその稼働を停止している時に限定し、1秒につき最大5立方メートルまでの放流をすることができる。ただし、ゲートを操作できる体制になった場合は、放流を停止する。

別図第5を別図第6とし、別図第4の次に次の1図を加える。

別図第5（第8条第3項）

| ダム水位 (m) \ バルブ開度 (%) | ダム水位 (m) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|----------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|                      | 0.00     | 1.00 | 2.00 | 3.00 | 4.00 | 5.00 | 6.00 | 7.00 | 8.00 |      |
| 0                    | 0.00     | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 5                    | 0.13     | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 | 0.13 |
| 10                   | 0.50     | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.51 | 0.51 | 0.51 | 0.51 |
| 15                   | 0.86     | 0.86 | 0.86 | 0.87 | 0.87 | 0.87 | 0.87 | 0.88 | 0.88 | 0.88 |
| 20                   | 1.21     | 1.21 | 1.22 | 1.22 | 1.23 | 1.23 | 1.23 | 1.24 | 1.24 | 1.24 |
| 25                   | 1.56     | 1.56 | 1.57 | 1.57 | 1.58 | 1.58 | 1.59 | 1.59 | 1.60 | 1.60 |
| 30                   | 1.90     | 1.91 | 1.91 | 1.92 | 1.92 | 1.93 | 1.94 | 1.94 | 1.95 | 1.95 |
| 35                   | 2.24     | 2.24 | 2.25 | 2.26 | 2.26 | 2.27 | 2.28 | 2.28 | 2.29 | 2.29 |
| 40                   | 2.56     | 2.57 | 2.58 | 2.59 | 2.60 | 2.60 | 2.61 | 2.62 | 2.63 | 2.63 |
| 45                   | 2.88     | 2.89 | 2.90 | 2.91 | 2.92 | 2.93 | 2.94 | 2.95 | 2.96 | 2.96 |
| 50                   | 3.19     | 3.20 | 3.21 | 3.22 | 3.23 | 3.24 | 3.25 | 3.26 | 3.27 | 3.27 |
| 55                   | 3.50     | 3.51 | 3.52 | 3.53 | 3.54 | 3.55 | 3.56 | 3.57 | 3.58 | 3.58 |
| 60                   | 3.79     | 3.80 | 3.81 | 3.82 | 3.83 | 3.84 | 3.86 | 3.87 | 3.88 | 3.88 |
| 65                   | 4.06     | 4.08 | 4.09 | 4.10 | 4.12 | 4.13 | 4.14 | 4.15 | 4.17 | 4.17 |
| 70                   | 4.33     | 4.35 | 4.36 | 4.37 | 4.39 | 4.40 | 4.42 | 4.43 | 4.44 | 4.44 |
| 75                   | 4.59     | 4.61 | 4.62 | 4.63 | 4.65 | 4.66 | 4.68 | 4.69 | 4.71 | 4.71 |
| 80                   | 4.84     | 4.85 | 4.87 | 4.88 | 4.90 | 4.91 | 4.93 | 4.94 | 4.96 | 4.96 |

別表第1中 「朝日町町長 西村山広域行政事務組合消防署 朝日分署」を

「朝日町町長 朝日町総務課 西村山広域行政事務組合消防本部通信指令課」に改める。

別表第3中

|            |                      |                  |   |
|------------|----------------------|------------------|---|
| 決しや板からの放流量 | 山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム） | 有線遠隔自記開度計<br>水位計 | を |
|------------|----------------------|------------------|---|

|              |                          |                  |       |
|--------------|--------------------------|------------------|-------|
| 決しや板からの放流量   | 山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）     | 有線遠隔自記開度計<br>水位計 | に改める。 |
| 緊急放流設備からの放流量 | 山形県西村山郡朝日町大字太郎（朝日川第一発電所） | 有線遠隔自記開度計<br>水位計 |       |

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年4月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン酒田  
酒田市泉町198番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 加藤 久誠
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称      | 所 在 地       |
|----------|-------------|
| イオンタウン酒田 | 酒田市泉町214番地外 |

(変更後)

| 名 称      | 所 在 地      |
|----------|------------|
| イオンタウン酒田 | 酒田市泉町198番地 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 佐々木 智佳子 |

|                  |                        |         |
|------------------|------------------------|---------|
| 株式会社未来屋書店        | 千葉県千葉市中瀬一丁目6番地         | 松 田 裕 史 |
| 株式会社チヨダ          | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号      | 澤 木 祥 二 |
| 株式会社ヴィクトリア       | 東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2    | 藤 沢 剛   |
| 株式会社やまや          | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号    | 山 内 英 靖 |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 靖 二 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江 尻 義 久 |
| 株式会社ライトオン        | 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1       | 川 崎 純 平 |
| 株式会社西松屋チェーン      | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1      | 大 村 禎 史 |
| 株式会社メガネトップ       | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6       | 富 澤 昌 宏 |
| 株式会社しまむら         | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地   | 北 島 常 好 |
| 株式会社ワンラブ         | 愛知県名古屋市中区相生町50番地1      | 小 林 励   |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|------------------|-------------------------|---------|
| イオン東北株式会社        | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 辻 雅 信   |
| 株式会社未来屋書店        | 千葉県千葉市中瀬一丁目5番地1         | 松 田 裕 史 |
| 未 定              |                         |         |
| 株式会社ヴィクトリア       | 東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2     | 藤 沢 剛   |
| 株式会社やまや          | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号     | 山 内 英 靖 |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 靖 二 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1  | 江 尻 義 久 |
| 株式会社ライトオン        | 茨城県つくば市小野崎260-1         | 藤 原 祐 介 |
| 株式会社西松屋チェーン      | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1       | 大 村 浩 一 |
| 株式会社オーランド・アセット   | 宮城県柴田郡大河原町字新東26番1       | 小 島 俊 夫 |
| 株式会社しまむら         | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 | 鈴 木 誠   |

|                 |                 |         |
|-----------------|-----------------|---------|
| 株式会社Coo&RIKU東日本 | 東京都足立区鹿浜四丁目1番8号 | 小 林 大 史 |
|-----------------|-----------------|---------|

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成21年1月27日
- (2) 3の(2)に掲げる事項
  - イ イオン東北株式会社に係るもの 令和2年3月1日
  - ロ 株式会社未来屋書店に係るもの 令和3年6月21日
  - ハ 未定に係るもの 令和3年8月31日
  - ニ 株式会社ライトオンに係るもの
    - (イ) 住所に係るもの 令和元年5月31日
    - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年3月1日
  - ホ 株式会社西松屋チェーンに係るもの 令和2年8月21日
  - ヘ 株式会社オーランド・アセットに係るもの 令和元年5月1日
  - ト 株式会社しまむらに係るもの
    - (イ) 住所に係るもの 令和3年1月24日
    - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年2月21日
  - チ 株式会社Coo&RIKU東日本に係るもの 令和元年7月1日

5 届出年月日

令和3年11月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年4月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年4月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢  
山形市成沢西一丁目6番17号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ティーワイ開発  | 山形市南一番町11番16号     | 鈴 木 吉 徳 |
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 真 船 幸 夫 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ティーワイ開発   | 山形市南一番町11番16号     | 鈴 木 吉 徳 |
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ティーワイ開発 | 山形市南一番町11番16号           | 鈴 木 吉 徳 |
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |
| 株式会社ユニクロ    | 山口県山口市佐山717番1           | 柳 井 正   |

（変更後）

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ティーワイ開発 | 山形市南一番町11番16号           | 鈴 木 吉 徳 |
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市谷島町5番42号          | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |
| 株式会社ユニクロ    | 山口県山口市佐山10717番1         | 柳 井 正   |

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日
- ロ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日
- ロ 株式会社ツルハに係るもの 令和2年8月11日
- ハ 株式会社ユニクロに係るもの 令和2年7月17日

4 届出年月日

令和3年12月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年4月21日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並



びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年4月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成島

米沢市大字塩井字成島町北浦4外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 真 船 幸 夫 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 靖 二 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市谷島町5番42号          | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |

|          |                      |      |
|----------|----------------------|------|
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野靖二 |
|----------|----------------------|------|

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

イ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日

ロ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

ロ 株式会社ツルハに係るもの 令和2年8月11日

4 届出年月日

令和3年12月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年4月21日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和4年4月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄

新庄市五日町字清水川1305の5外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 真 船 幸 夫 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                  | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------------|---------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル          | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号    | 真 船 幸 夫 |
| 株 式 会 社 チ ョ ダ        | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号   | 杉 山 忠 雄 |
| 株式会社西松屋チェーン          | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1    | 大 村 禎 史 |
| 株式会社マツモトキヨシ東<br>日本販売 | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 | 高 野 昌 司 |
| 株式会社メガネトップ           | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6    | 富 澤 昌 宏 |
| 株 式 会 社 ユ ニ ク ロ      | 山口県山口市佐山717番地1      | 柳 井 正   |
| 株 式 会 社 セ リ ア        | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地     | 河 合 映 治 |

(変更後)

| 名 称                  | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------------|---------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル          | 福島県郡山市谷島町5番42号      | 真 船 幸 夫 |
| 株 式 会 社 チ ョ ダ        | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号   | 町 野 雅 俊 |
| 株式会社西松屋チェーン          | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1    | 大 村 浩 一 |
| 株式会社マツモトキヨシ東<br>日本販売 | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 | 高 野 昌 司 |
| 株式会社メガネトップ           | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6    | 富 澤 昌 宏 |
| 株 式 会 社 ユ ニ ク ロ      | 山口県山口市佐山10717番地1    | 柳 井 正   |
| 株 式 会 社 セ リ ア        | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地     | 河 合 映 治 |

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日
- ロ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

## (2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日
- ロ 株式会社チヨダに係るもの 令和3年5月20日
- ハ 株式会社西松屋チェーンに係るもの 令和2年8月21日
- ニ 株式会社ユニクロに係るもの 令和2年7月17日

## 4 届出年月日

令和3年12月1日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年4月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和4年4月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヤマダ電機    | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山 田 昇   |
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 真 船 幸 夫 |

（変更後）

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 三菱HCキャピタル株式会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |
| 株式会社ヤマダホールディングス | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山 田 昇   |
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号     | 山 田 昇   |
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社エイアンドシー | 山形市西田五丁目26番1号    | 伊 藤 芳 明 |
| 株式会社エスト     | 上山市十日町6番16号      | 佐 藤 守 也 |

|            |                    |         |
|------------|--------------------|---------|
| 株式会社サンドラッグ | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 才 津 達 郎 |
| 株式会社セリア    | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地    | 河 合 映 治 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヤマダデンキ  | 群馬県高崎市栄町1番1号       | 小 林 辰 夫 |
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市谷島町5番42号     | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社エイアンドシー | 山形市西田五丁目26番1号      | 伊 藤 芳 明 |
| 株式会社エスト     | 上山市十日町6番16号        | 佐 藤 守 也 |
| 株式会社サンドラッグ  | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 貞 方 宏 司 |
| 株式会社セリア     | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地    | 河 合 映 治 |

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日
- ロ 株式会社ヤマダホールディングスに係るもの 令和2年10月1日
- ハ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマダデンキに係るもの 令和2年10月1日
- ロ 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和3年2月11日
- ハ 株式会社サンドラッグに係るもの 令和元年5月1日

4 届出年月日

令和3年12月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年4月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月21日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

生体情報モニタリングシステム 一式 数量1

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

- 3 落札者を決定した日 令和3年12月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社コーア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 31,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年10月29日